地域建設業経営強化融資制度及び下請セーフティネット債務保証事業の概要

平成30年8月1日施行

「名寄市発注建設工事の請負における地域建設業経営強化融資制度及び下請セーフティネット債務保 証事業の活用に係る債権譲渡の承諾等に関する事務取扱要領」を定めましたのでお知らせいたします。

1 制度の目的

建設業者が市発注工事に対する工事請負代金の債権について、流動化を促進することにより、建設業者の金融の円滑化を推進することを目的としています。

2 制度の概要

(1) 地域建設業経営強化融資制度

名寄市と工事請負契約を締結している建設業者が、市の承諾を得て工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡担保として融資を受けることができる制度です。この制度は、工事の出来高の範囲内に対する融資のほか、未完成部分に対する融資も受けられる制度です。

(2) 下請セーフティネット債務保証事業

名寄市と工事請負契約を締結している建設業者が、市の承諾を得て工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡担保として、工事の出来高の範囲内で融資が受けられる制度です。

両制度とも中小・中堅元請建設業者が有する市発注工事に係る工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡することを市が認め、これを担保として当該債権譲渡先が当該建設業者に対し転貸融資を行う点では共通しておりますが、その他次のような相違点があります。

は八起してもうなすが、この個人ののうな自進派がありなす。		
	地域建設業経営強化融資制度	下請セーフティネット債務保証事業
融資の範囲	出来高の範囲内での債権譲渡先からの	出来高の範囲内での債権譲渡先からの転貸
	転貸融資に加えて、保証事業会社の保	融資。
	証を得て、出来高を超える部分(未完	
	成)を含めて金融機関から直接融資を	
	受けられる。	
下請保護方策	「下請負人等への支払計画」を債権譲	「下請負人等への支払計画」の提出に加え
	渡先に提出。	て、債権譲渡契約において一定の特約を締結
		した場合、元請業者が倒産したときは、債権
		譲渡先が元請業者に代わって下請業者等へ
		の代金支払いを行う。
対象工事	前払金を受けた工事で当該工事の出来	前払金の支払いを受けていない工事又は前
	高が2分の1以上のもの。	払金の支払いを受けた工事については当該
		工事の出来高が受領した前払金以上である
		もの。
	※低入札調査対象となった場合など対象とならない工事もあります。	
適用期限	当面 平成 33年3月末	なし。

3 対象事業者

原則として、名寄市と工事請負契約を締結している、資本の額又は出資の総額が 20 億円以下又は 常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の建設業者

4 債権譲渡先

北海道内においては、次の団体が債権譲渡先として本制度を実施しています。

北保証サービス株式会社(電話:011-241-8654 URL:http://khs-net.jp)

上記以外の実施団体については、次へお問い合わせください。

一般財団法人建設業振興基金(電話:03-5473-4575 URL: http://www.kensetsu-kikin.or.jp)

5 その他

詳しくは同封しました資料、本市「事務取扱要領」をご覧ください。

名寄市総務部財政課契約係 電話 3-2111 内線 3333·3336